

枚方市教育委員会規則第 7 号

新しい学校推進室設置規則

(設置)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第1号）第1条の表に定めるもののほか、臨時の組織として、総合教育部に新しい学校推進室を置く。

(事務分掌)

第2条 新しい学校推進室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）の設置及び廃止に関すること。
- (2) 通学区域の指定に関すること。
- (3) 通学路の安全に係る企画、立案及び対策に関すること。
- (4) 学校園に係る施設の警備に関すること。
- (5) 学校園の使用中の備品に係る台帳の総括に関すること。
- (6) 学校園の契約事務の調整に関すること。
- (7) 学校園に係る寄附收受に関すること。
- (8) 市長の権限に属する事務の補助執行に係る学校体育施設（学校の運動場、体育館その他の体育施設をいう。）の開放に関すること。
- (9) 学校園の目的外使用許可に関すること。ただし、前号に掲げるもの及び市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。
- (10) 学校規模等適正化審議会に関すること。

(グループ制による事務の処理)

第3条 新しい学校推進室における事務の処理については、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則第2条の規定の例による。

(職制)

第4条 新しい学校推進室の職制については、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）第3条から第6条までの規定（室に適用される部分に限る。）の例による。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 [令和3年3月31日公布]

この規則は、令和3年4月1日から施行する。